

第 6 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 3 年 6 月 1 7 日（木） 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 議場

3 議案

（ 1 ） 議案第 2 5 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

（ 2 ） 議案第 2 6 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

（ 3 ） 議案第 2 7 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

（ 4 ） 議案第 2 8 号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 8名

1番 佐川 修一 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫
4番 金沢 和則 5番 芳賀 正幸 6番 緑川 一男
7番 緑川 喜友 8番 仲田 昌勝

農地利用最適化推進委員 1名

22番 斎藤 英幸

ほかの農地利用最適化推進委員についてはコロナ対策のため参集せず。

欠席委員 9番 遠藤 武重

事務局 事務局次長兼農地管理係長 吉田 慶司
書 記 矢内 康裕

・事務局次長 開会に先立ちまして、遠藤会長から欠席の連絡がありましたので、ご報告します。

つきましては、会長が欠席しておりますので、石川町農業委員会規定第3条の規定により、職務代理者の仲田昌勝委員が会長職を務めますので、よろしく申し上げます。

また、議案書に修正がありますので差し替えをお願いいたします。修正箇所につきましては、「議案第26号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件」について、書類不備のため、一部取り下げとなっております。先に配布しております議案書の5ページ、番号3と、議案書の6ページ、番号4を議案書から削除しております。

・議長 本日の出席は9名です。9番 遠藤武重委員より欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、只今より第6回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、7番 緑川喜友委員 1番 佐川修一委員を指名いたします。

(1) 議案第25号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

・議長 それでは議事に入ります。議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局次長 (議案朗読)

只今説明しました農地法第3条第1項番号1につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

・議長 農地法第3条第1項番号1を調査されました佐川修一委員に報告を求めます。

・佐川修一委員 農地法第3条第1項番号1の所有権移転について調査した結果を報告いたします。

調査日は令和3年6月9日午前8時より、譲渡人の代理人〇〇〇〇が立会できないため、譲受人の〇〇〇〇、最適化推進委員の郷義郎氏と私の3名で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、合計4筆659㎡を調査しました。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ10kmほど進んだ所にある〇〇〇〇〇〇〇〇〇から更に200mほど先の道路沿い右側に位置しております。

譲渡人〇〇〇〇ほか2名につきましては住所が〇〇〇〇〇〇〇〇〇又は〇〇〇〇〇〇〇〇〇と遠方であるため、農地として有効活用できない条件にあります。一方、譲受人の〇〇〇〇は申請農地の隣接地に527㎡所有しております。今後、利便性もよくなり農地として積極的に活用できます。〇〇〇〇は現在も隣接農地を耕作しており周辺農地と協調して悪い影響を与えることはありません。地域農業活動にも積極的に参加しているため、地域からの信頼もあります。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので皆様の審議のほどよろしくお願いいたします。

・議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第25号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第26号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

・議長 続いて、議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局次長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は一般住宅建築を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種農地です。

農地法第5条第1項番号2についてですが事業計画者は資材置場設置

- ・ 緑川一男委員 農地法第5条1項2番の農地転用許可申請の調査結果を報告します。
調査日は令和3年6月4日午前10時より当該地にて、事務局吉田係長、矢内主事、最適化推進委員の添田勉さん、設定人の〇〇〇〇と被設定人代理人の〇〇〇〇と私の6名で実施いたしました。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇の信号から〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ約1.9km行った右側〇〇〇〇〇〇〇〇、畑、1638㎡です。

申請の理由、設定人は牧草地として管理していましたが維持管理することが困難になったため賃借権を設定し貸したいということであり、被設定人は石材を置く資材置場として賃借したいということであります。

周囲に民家は点在しますが景観及び環境に影響を与えるとは思われません。雨水は自然浸透及び既存の排水設備による排出、周囲に耕作地はありませんので雨水等で問題が発生するとは思われません。地盤が軟弱なため改良工事を許可され次第実施し7月31日の完了を目指します。

以上調査した結果、この案件は問題ないと思いますが皆様の審議よろしくをお願いします。

- ・ 議長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・ 議長 異議のないものと認め、議案第26号 農地法第5条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第27号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

- ・ 議長 続いて、議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件を議題とします。
事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局次長 (議案朗読)

- ・ 議長 審議に入る前に議案第27号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について2

番根本委員は申請者ですので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、退席を求めます。

(根本委員退席)

- ・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第27号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。

根本委員の入室を認めます。

(根本委員入室)

(4) 議案第28号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

- ・議 長 議案第28号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局次長 (議案朗読)

- ・議 長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第28号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号94を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時05分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和3年6月17日

石川町農業委員会

石川町農業委員長

議事録署名人

1番

7番